

1 事業名

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

2 事業の概要

夜間看護手当について、看護師及び准看護師の勤務体制の見直しに伴い、深夜における勤務の区分及び当該区分に係る手当の額を追加するものである。

【改正概要】

夜間看護手当の額

区 分		現 行	改正後
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		—	7,300 円
正規の勤務時間が深夜の一部を含む場合	深夜の 4 時間以上を含む場合	3,550 円	現行どおり
	深夜の 2 時間以上 4 時間未満を含む場合	3,100 円	現行どおり
	深夜の 2 時間未満を含む場合	—	2,150 円

3 他自治体の類似する政策等

人事院規則の規定に準じたものであり、県内では越谷市が同様の規定を設けている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

351 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第25号 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(夜間看護手当)

第10条 略

2 前項の手当の額は、深夜における勤務1回につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7, 300円

(2) 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3, 550円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3, 100円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2, 150円

3 略

(夜間看護手当)

第10条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 1回につき 3, 550円

(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 1回につき 3, 100円

3 略